

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和元年10月17日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和元年10月17日（木） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和元年10月17日（木） 午後4時07分
- 4 委員氏名

(1)出席者（15名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子 （13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介
（15番）原田 道昭 （16番）内田 成男 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（3名）

（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （17番）三輪 栄一

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第44号 令和元年度防府市農業施策等に関する意見書
報告第53号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第54号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

4 番 宇多村史朗委員

5 番 井元 均委員

午後 1 時45分開会

○事務局 定刻より早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから 10 月の総会を開催いたします。

本日の御欠席の連絡がありましたのが、9 番、光井委員、10 番、田村委員、17 番、三輪委員、3 名の方でございます。

出席委員さんは過半数に達しておりますので、会議規則第 6 条の規定により総会が成立したことを御報告いたします。

それでは、早速、会長に御挨拶と引き続き議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、4 番の宇多村委員さんと 5 番の井元委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第 40 号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 40 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されており、2 件とも所有権の移転で、いずれも耕作規模拡大です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは 1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6 番 6 番の吉本です。

資料が 1 ページ、これは———という、私のところの———ですが、———という方の農地を今回購入すると。実は祖母の時代から近所の方で、———という方は親戚になる方で、ずっと預かって耕作をしておられ、———に住んでいらっしゃるの、———も息子さんも耕作をしないということで、購入してくださいということになりまして、今回購入することです。

地域のお世話も非常にされて、信頼のある方です。今回 3 条の議案ということで、10 月 10 日

の14時に本人と会いまして、農機具とか、倉庫の確認をさせていただいています。

3条の許可基準ですが、農地法第3条第2項に照らし合わせて、まず、1号全部効率利用要件という、必要な機械の所有状況、議案の2ページに書いてあるんですが、農機具の保有状況、購入予定というところ、この機械があるということを確認しております。

したがって、これについては該当なしということです。

2番、3番についても該当しないということです。

4号ですが、農作業常時従事要件、必要な農作業に従事することが認められるかどうかということです。これは、本人さん、奥様いらっしゃって、そんなに田んぼはないんですが、特に稲を植えておられるのは、今回購入される1反7畝です。あとは山の上にあります管理されているということです、拝見したんですが、きれいに管理しておられました。

したがって、これについても該当しないということです。

5号についても、下限面積は問題ありません。6号も借地等、転貸とかということについては該当ありません。

7号は地域との調和要件、特にこの方リーダーとなられて、地域の沿線の草刈りとか、お世話していらっしゃるの、地域との調和要件については問題なしということで、本人さんともお話をしたんですが、私も—————ですが、非常によく小まめに動いてお世話をされる方で問題ないと判断いたしました。

この場所は皆さんもわかると思うんですが、——ずっと上がられるとき、1ページに資料がありますが、——があるんです。—————という。あそこだからわかりやすいと思います。

圃場も道沿いで耕作もしやすいということで、御本人はやる気満々でした。

以上で、地元の農業委員として全く問題ないと判断しております。皆様方の御審議よろしく願います。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、1番、可決、承認いたしました。

それでは、2番、地元委員さんお願いします。

○11番 11番、石田です。

本案件は、———所有の農地を———が所得しようとするものでございます。

場所については4枚あるんですけど、—————という碑があるんですが、

そこから南のほうです。

もともと私が——から預って作っていたんですけど、——所有の家がこの農地の真ん中に建っていて、そこに娘さんが住んでおられたんですけど、——に引っ越すから家が空くということで、——が農業をやりたいという相談があったので、紹介して、お金もないからということで、月2万円でいいですということで、貸してもらって、それ以降はこの——に管理をしてもらっていました。

——ほかにもたくさん農地をお持ちですけど、北側のほうに。そこはいまだに私が作っております。家を今まで借りていたんですけど、買いたいということで、それに伴ってその周りにある農地も一緒に購入しようとするものです。

この——といわれる方、御存じの方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、古米屋さんで、古米をかき集めて——から来ましたといって、兄弟で2人でそういう仕事をされていて、それだけでなく農業もやってみたいということで、今、自然薯、葱とか、里芋とかを地域で作っておられます。年々面積も増えてきておりまして、将来有望だなと。

すごくいい人で、地域のお祭り事とかにも積極的に参加してくれたり、最近では環境保全会の役員もやっていただいたり、地域に積極的に絡んでいただけるように、今後お願いしていきたいと思っております。

いろいろ要件ありますけど、全て満たしていると、地元委員としては考えております。

とてもいい話ではないかと思しますので、皆様方の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の2ページ、資料の5ページをからとなります。

議案第41号農地法第5条の規定による許可申請が、今回12件提出されております。この12件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が4件、自己用住宅が2件、自己用住宅及び進入路が1件、自己用住宅敷地拡張が1件、農家住宅が1件、建売住宅が1件、——及び駐車場が1件、資材置き場が1件です。

まず、受付番号1は——及び駐車場です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

次に、受付番号2は自己用住宅敷地拡張です。農地区分は集団農地面積0.03haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

受付番号3は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.97haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

続いて受付番号4も太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

続いて受付番号5は資材置き場です。農地区分は集団農地面積18.18haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。

次に、受付番号6は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

次に、受付番号7は太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。

続いて、受付番号8は自己用住宅及び進入路です。農地区分は集団農地面積38.73haの農地で、施行令第12条第2号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

次に、受付番号9は建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

受付番号10ですが、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積32.3haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。——から約420mの場所です。

次の受付番号11は、農家住宅です。農地区分は集団農地面積32.3haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。——から約490mの場所です。開発許可申請の準備中です。

最後、受付番号12は自己用住宅です。農地区分は集団農地面積126.6haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第41号の1番、——及び駐車場のための所有権移転の申請でございます。

資料は5ページから12ページまでです。この案件は先月も出ていましたが、取り下げられておりました。

場所は——の北側になります。5ページをご覧ください。南側が——になって、北

側でございます。

9ページをご覧ください。それがわかりやすいと思うんですけど、①のところが駐車場です。②が———です。③が———です。

10月10日午後3時30分から、市の事務局2人と宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。その状況報告をいたします。

10月10日現地確認後に午後5時頃、———にお邪魔しました。そして社長さんが不在でしたので、また出直しまして、6時半からお話を聞くことができました。———という方です。4年前から内部事情はいろいろと聞いておられており、半年前に社長となられたそうです。市内に———も少なくなりお客様の声から、———も必要となり、多様なニーズに応えたく、今回計画を立てられたそうです。

帰りがけには、子供たちのクラブ員の元気な声が響き渡っており、———のこのたび整備して、もっとお客様に利用していただきたいという意気込みを感じました。

その後、———に電話で事情をお聞きしました。———が個人で経営されていましたが、経営困難となり、有限会社とされて———に譲られたそうです。

今回出ている土地は、———が農地法第3条で取得されており、その後耕作されず荒地で放置が続いておりました。今回土地の有効活用のために、———から、———の名义に変更されるとのことです。———が代表ということです。

私、今まで荒廃の指導で、何度か———とお話しております。一番近いところでは、ぼちぼち何とかしないといけないという話を電話で聞いておりました。何とかということは、周辺と同様、太陽光にされるのかなと思っていたんですけど、こういう事情でございました。8ページの事業計画書に———全体の集客効力を上げるために、総合的な———としてさまざまな———を設置したい、また業務拡大に合わせ駐車場も増設したいとあります。

いろいろ話を受けまして、———にお話ししたんですけど、雨水は農業用排水路がありますので、地域の人と一体となり清掃作業を———これまでもされております———今後ともよろしくお願ひしますということをお伝えしました。

以上でございます。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明は終わりました。審議に入ります。御意見ある方お願いします。

○11番 11番、石田です。農地を取得して一回も作られていない。

○2番 そうです。荒廃が随分ひどいところです。

○藤井会長 3条で取得されたのは何年前ぐらい。

○事務局 データを見ますと、———に3条で取得されております。

○藤井会長 今まで耕作はされていないんでしょう。

○2番 耕作は、私が受け継いでからは見たことはありません。

○藤井会長 皆さん、何か御意見ないですか。

○4番 その—————というのは何年前にできたんですか。時期が同じぐらいなのか、それより前か。

経緯からいったら—————が先にできて、後から今の土地を農業をやっていくということで買われたと。ただ、イメージ的には一緒に買って、そこが—————になって、残りの土地がそのままになったようなイメージがするんだけど、一応取得するということになって、許可申請を出したときの条件がクリアされていない気がするけど。

あその土地そのものはずっと耕作放棄地で、耕作された跡はないんですよね。

○2番 ぼちぼちはされていたんですよね。ただ—————はやられていなかったんじゃないかと……。

○4番 そうすると事務局の方が農業委員さんの方にどのようなお願いをされたかという……。

○藤井会長 どうですかね、他の皆さん、今の件について。どうぞ。

○11番 後で——の案件も出ると思うんですけど、2年2耕作という山口県の独自ルール、これを根本の分も満たしていないと思うんですけど、こっちは受け付けて、それは受け付けないとか、そういう取り扱いに差があっては余りよろしくないのではないかなと、個人的には思うので、やっぱり平等にやるべきだと。

○藤井会長 それはあるけど、1種農地と2種農地と違いはあるからね。それは一緒にできないから。

○11番 でもこれは1回もやられてないので、それもいかなものかなと思うんです。

○2番 当時は管理されていたのかもしれませんが。今、立ち木があまりないんです。土地を買ってから時間がたっています。どうしようもないほど。（「そうそう」と呼ぶ者あり）でも立ち木は見受けられないんです。

○事務局 事務局としては、例えば、3条が出て、これも事務局の中での取り扱いというわけではないんですけど、最近に3条があった、例えば5年前とかにですね、それで担当委員さんに確認して、耕作されていますかということは聞いていたりします。

ただ—————になった場合は、恐らくしていたんだろうというような推測ということも考えられて、今回の件は—————に3条で受け取って、恐らく耕作されていたのかということで受け付けてはおります。

○藤井会長 2年耕作されたかどうか確認のしようがないというのも事実でしょうけれども、そういう事情も含めてどうですかね、皆さん、あとで議案とは関係ないところで、皆さんにちょっと御相談したいことがあるんですけど、それも同じような案件なので。（発言する者あり）

○11番 この案件ですけど、今からその放棄地がどうにか復旧できる見込みがあるのであれば、そういうのを考えていくべきだと思うんですけど、地元としてもそういった—————になったほうが、

景観的にもいいんじゃないかというのがあれば、そっちのほうがいいんじゃないかなと、個人的には思うんです。

○2番 そうですね、今のままだと、随分ひどいです。駐車場のところはまだ何とか今のところは、ただ奥はね……。

○4番 ちょっとよろしいですか。———ができたときの経緯ですよね、———の土地はそもそもどうやって取得したのかというのは気になりますし、今の申請地が売買された時期とどういう整合性があるのかなと、ちょっと気になりますけど、何かわかる方法は……。調べてもらえませんかね。

確か、昔の所有者は———なんだけど、こちらの方は多分———の方だと思うんです。———のこの場所に作るといったときには、もう一つ———の方に、———にありますから、そちらのほうと何かいろいろ競合したような時期があったと思うんです。

○事務局 地番の登記を確認してみますと、———に———が売買、購入されております。

○4番 ———に———のところの土地が……。

○事務局 土地が売買されております。それで、———のほうは、———から（「———から、そうそう」と呼ぶ者あり）———にかわったのが———で、設立がいつかはちょっと……

○4番 両方の土地の所有権がかわったという……

○事務局 すみません。———の設立は———です。

○4番 ———。取得が———。

○藤井会長 農地は5条で買って———できた。同時期に買われたとしても、片や3条で出ているわけでしょう。そういうことあり得ないでしょう。恐らく大分後に農地を買わされたんでしょう。

（発言する者あり）どういう思いで買われたのかわかりませんが、いずれこういうことにするつもりだったのかもしれないですけど。

○8番 問題は投資目的で、という……。

○藤井会長 だから、今、石田委員が言われたように、過去のことのはっきりしませんので、今から現状とこれからのことも考えて、転用して有効活用してもらったほうがいいのであれば、それもありじゃないかと思いますが、どうですかね、皆さん。

既にこの周り太陽光がいっぱい立っていますよね。

○8番 太陽光であれば、かなり価格が落ちるからね。

○藤井会長 この斜線のところ、5ページの斜線でこれ太陽光……

○2番 ———経営されていてやはり困難だからということで———に……。

○8番 あげたいわけ。

○2番 わかりませんね。それより先に使っているかもしれない。

○藤井会長 この現状ですと、仕方ないんじゃないですか、これは。

○11番 地元的にはそっちの方がいいんじゃないですか。しょうがないじゃない。

○2番 本当に、現状では荒廃がどんどん広がる。

○11番 ちなみにこの———ほかにも農地はお持ちなんですか。ほかにもそういう目的でよく持っておられる可能性があるのかなと。

○事務局 農地は今回の所有権移転で全部なくなりますので。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。御意見がないようですので採決に入りますけど。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけた方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、可決、承認いたします。

2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、池田でございます。

議案41号の2番です。自己用住宅敷地拡張による所有権の移転の申請でございます。

資料は13ページから18ページまででございます。場所は———で、13、14をご覧ください。地図の差し替えは付いております。

10月10日に事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。その報告をいたします。

10月10日の確認後の帰りに———に立ち寄りまして、———の息子さんにお話を聞くことができました。現在はお母さんの名義ですけれども、名義を変える手続きをしていらっしゃるそうです。今回———より話があり、今まで駐車場に不自由をしていたので、家の隣なのでとても助かると譲り受けることにされたそうです。

15日夜、———の奥様とお話することができました。お母様が亡くなられて御主人が畑の管理も、———ですので、家から距離があります。それで難しくなり、また———からもずっと以前から要望があったので、話を進められたとのことでした。

そういうのも地元委員といたしましては問題ないのではないかと考えておりますので、委員さん方の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 続きまして、2番、池田でございます。

議案41号の3番でございます。太陽光発電設備による所有権の移転申請でございます。

資料は19ページから24ページまでです。場所は——がございすけど、その北側でございます。

10月10日に、これも同じように事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をいたしました。その状況報告をいたします。

10月15日、午後——に電話で事情をお聞きしました。——に——がございまして、——から自分の荒廃した田んぼをどなたか譲り受けてくださる人がないか探してほしいと依頼されていたそうです。それで、このたび譲り受け人の——が見つかりまして、話が進んだそうです。

15日の夕方、——と電話で話を聞きました。この事業は、太陽光事業は初めてだそうです。10日に現地調査をいたしましたときには、立ち木の間の雑草が一部草刈り機で刈られており、立ち会ったみんなで不思議に思っていたのですが、13、14日の連休にも——が草刈りをされたそうです。だからその10日の前にも行かれて手を入れておられました。

施工時の前には、近隣の方に御挨拶に行く予定だし、周辺にフェンスを張ったり、看板とか、水路の清掃などもきちんとしてますとのことでした。これはもう伝わっておりました。

周辺の草刈りも——に連絡したところ、お金がかからないならいいですと言われたそうで、また、——にも了解を得て現在草刈りを時々しているとのことでございます。

工事は12月から完成が1月の予定だそうです。

地元委員といたしましても、ここも随分荒れて荒廃が進んでいた所ですので、仕方がないのかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。ありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。議案41号の4は、——の土地を転用して——

——が太陽光発電設備を建設したいという申請です。

現地を10月10日に宇多村小委員長及び事務局2名と一緒に確認を行いました。それから、——とは、10月13日に我が家においでいただいて、お話を聞きました。10月15日には——と話をお聞きしました。その結果を御報告いたします。

現地は、——から北へ300mぐらい行ったところで、既に数カ所の太陽光発電ができています。資料25ページの下の斜線の部分が太陽光発電となります。

譲渡人の——が現在6反程度の農地を所有されていて、3反5畝ぐらいで水稻栽培されています。ただ、お話をしたのは——じゃなく、御長男さんとお話をしたんですが、議案書の3ページにあります——で、当然息子さんも相当な高齢ということで、なかなか農業をしていくのが困難になってきたとおっしゃっております。

ここは、今申請されているところは、2年ぐらい前から作っていないということで、セイタカアワダチソウが大分茂って管理が難しくなっていたところへ、今回話がありましたので、譲ろうということにされたようです。

譲り受け人の——は、現在県内で5カ所ぐらい既に太陽光発電施設を持っているそうです。今後事業拡大を図っていきたいということで、今回の話になったということでございます。

工事等は許可が下り次第すぐにやりたいということでしたが、管理も自分でやるということですので、事務局に所在を教えてくださいましたところ、ここから200mぐらい離れたところに会社がありまして、私と同じ地区だったので一応確認しまして、そこにお住まいのようです。

だから、近いので、今後営業を始めてから、問題があったら遠慮なしに言ってください、すぐ対応しますからということです。

それから、水路、農道の管理もやってくださいというお話をしましたら、それは協力しますということです。

この場所は、図面上で農地としては何枚かあるんですが、ほとんど作付はされておられません。

それから、水利関係の説明も既にある程度されているようで、問題ないかなとは思いますが。ただ一つちょっと——に聞いてみたら、ひょっとして売買が終わっていますかと言うと、うんという感じでした。

荒れていくよりはいいのかなと思いますので、地元委員としては仕方ないと思っております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので4番、可決、承認いたしました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、宇多村でございます。議案第41号の5は、3ページにありますように、———にお住まいの———の土地を、———が、資材置き場にするための所有権移転の申請でございます。

説明に入りますが、譲渡人である———にお住まいの———とは、電話で問い合わせを行い、その後は譲り受け人である———とは、10月7日に直接会社を訪問しお話を伺いました。

また、現地確認につきましては、10月10日午後から中山小委員長代理と事務局同伴により行いましたので、御報告させていただきます。

参考資料は31ページから36ページにお示ししております。申請地は31ページ、32、33ページにありますように、———という地区になります。———の交差点から南東方向に約300m、また———から東側に直線で約300mの山裾にございます。

当該用地は31ページの申請地の北側に隣接している———が事実上管理されている遊休地であります。草刈りをして管理されており、耕作は行われておりません。譲り渡し人の———と事実上管理されている———の関係でございますが、———と———は御兄弟であり、相続により———の所有となった土地でございます。———に在住のため、土地の管理ができないことから、兄弟の———に管理してもらっていたということでございます。

このたび———がお亡くなりになり、———に相続された土地でございます。———が亡くなった今、———としても、土地の位置も余り知らないし、管理できない状況にあることから、このたび土地を整理したいとのことで、本案件が提出されました。

さて、譲り受け人でございますが、———は———がでございますが、その前の道路の南側のほうへずっと下がった道路沿線にある———という野菜屋があるんですけど、その中にありまして、不動産業などの総合業を営む———の関連会社であり土地の活用業、例えば不動産の信託とか、民間管理業を営む会社でございます。

用地取得の目的は、現在少子高齢化のため、耕作放棄地が増加している現状を危惧されており、都会からの人口流入を図るため、都会から移り住む農業をしたい方のために営農活動を行うための資材置き場を確保したいということで、土地を取得したいということでございます。

5条1項の4にあります、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に該当すると思っています。

さて、34ページ、35ページの事業計画を見てもみると、事業の内容としまして、古民家の再利用とか、田舎暮らしを始める人に家や土地を紹介する際、ほかの人から譲り受けた不要な農用資材を販売すると書かれています。

資材置き場の利用状況、計画が示されておりますが、右の利用計画図、排水計画にありますように、この土地を利用して、ハウス等骨組み資材とか、育苗箱とか、いわゆる鳥獣被害を防止するための捕獲設備とか、あぜ道を補強する資材とか、そういった農業に必要なものをここに置くというふうに計画されております。

この土地を利用した置き方でございますが、35ページの図に描いてありますように、地面の上にブロックを敷いてその上にパレットを敷いて、その上に農業用資材を置いて、さらにその上にブルーシートをかけて管理すると聞いております。そういう計画書が出ています。

こういう状況でございます。土地利用について、地元の方にこういった計画があることを私から説明する中で、地元近辺の方又は水利関係者などから、この資材置き場になったら油が流出するとかいうことはないだろうなとか、もう一遍、35ページの下の方に市道とありますが、この市道と当該用地、土地の段差が約2mちょっとあるような状況で、ここで本当にこの資材が今の状態で置けるのかなと懸念する声もありましたので、社長である————と面会し、近隣の土地の所有者及び水利権代表者に十分周知を図り、理解を得ることをお願いいたしました。

そういたしましたら、即座に地元に入られて、事実上の管理者である————、水利権代表者、この地区の世話人の代表の方と会われ、事業計画をきっちり守り、近隣の方には迷惑はかけないということを約束し、理解を得たという回答を受けております。

以上のことから、近隣農地の利用また環境にも悪影響を及ぼすことがないと約束されておりますので、地元委員といたしまして許可要件を満たしていると、総合的に判断して考えている次第でございます。よって委員の皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。ありませんか、どうぞ。

○11番 11番、石田です。この会社は古民家等の再利用で家や土地を紹介して、農業資材提供してサポートみたいなことをすると言われたんですが、今まで実績があるんですか、実際そういうことされたという。初めて聞いたので教えてもらいたいと思います。

○4番 お答えいたしますと、親会社の、具体的に言いますと、先ほど言いましたように、野菜屋わかりますかね、先ほど紹介いたしました、——ずっと下がっていったところに——という野菜屋がある。小さいところなんですけど。その中に、私が案内されたのは、一番奥の部屋で、そこでいろいろ話を聞きました。

そしたら、従業員の奥さんと2人でやられているということで、その一番大きな根元の会社は不

動産業、または総合業、———という名前です。その中のいろんな分野のことに関心を持たれていて、その中で都会から田舎に定住したいという方がいらっちゃって、営農を行いたい、そのためには農業資材が要るだろうから、できれば今後要らなくなったような農機材をそこに置いて、それを販売されるのかどうか分かりませんが、販売すると書いてあるから売られる場合もあるでしょう。

今の御質問ですが、ほかにもどんな事業をしているか、実際そういった実績があるかということですけど、この方の活動範囲はすごく広くて、———のほうに、具体的に———がある近くに、やっぱり同じように離農される方がいて、そこで都会の退職された方がこっちで農業をやりたいとなったときに、大きなかんむりのトレーラーハウスを置いて、そこで生活してもらいながら田んぼを耕してもらうような、そういった取り組みをしていると、具体的にやっていらっしゃるらしいんですよ。

私が話した後、また電話かけてお話ししようと思ったら、今、防府にいない、どこにいるんだと聞いたら、———のほうで同じようなことでやっているということでした。

また———という会社もあって、これは何をするとところかといったら、自動車会社を退職した人がいて、農機具をメンテするような会社を持っているということは言ってもらいました。

だからトレーラーハウスの販売もやられるし、———という農機具のメンテナンスのところの部門も持っていちゃるし、早くいえば、いろんなことをやられる会社。だからこの今の会社が———という———とありますが、———というのは不動産の有効活用をするようなセクションのことをやると、だからそのために会社の組織が要るだろうから、こちらの会社を組織していちゃるということのようです。

2人でやっていらっしゃるとのことですけども、いろんなことで思いつきがあって、こうしたいというのがあって、それぞれに会社を作って、という状況です。

———という野菜屋さんは防府の学校給食に野菜を納入されている。その方の息子さんがこの取り組みをやっていると、不動産部門でやられたということですね。その不動産部門が———という会社ということです。

いろんなことに知識をお持ちで、具体的に大きな組織で安定した利益を上げているのではないかなど。

いろいろ知りたいことがありましたので、いろいろと話を聞いて、以上です。とても意欲的な方でございます。

○藤井会長 ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○8番 ———という名前を付けているだけに年間の売り上げとか、この農地を購入する際の資金

繰りだとかどうなっている。

○4番 当該用地の売買につきましては、具体的な金額はお聞きしておりませんが、売り手側の方は管理を親戚に頼んでいるのは申し訳ない、主人が亡くなったので、ほとんど無償に近いと思います。

それと、会社の経営状況でございますけれども、経営状況については具体的には聞いておりませんが、確定申告も見せていただいております。一応、何も無いような状況だと思います。

奥さんと2人でやっていらっしゃる会社という、その程度。

○8番 定款は見ておられるかね。

○4番 それ見ていないですけど。

○8番 幅広くやっているということでありまして、定款でそれらの事業ができるのかを……。

○4番 一応そういうことですが、そうかといって、受け手がいて買い手が付くことですので、売買はある程度成立しているという状況がありますので、地元との調整ができた、絶対迷惑はかけないし、もし迷惑をかけることがあれば、その責任を持つということをはっきり言ってらっしゃるので、許可要件に該当しているというふうに判断せざるを得ないというのが、私の地元委員の判断でございます。

○藤井会長 事務局で何か把握されていることはないか。

○事務局 チェックするところとしては、履歴事項全部証明書と定款は提出されております。資金計画に関してはこの事業に対しては14万2,600円、ゆうちょ銀行の資金も30万円ほどあり、確実であると判断しております。

○藤井会長 ほかに何かございますか。

○16番 先ほどの事案に、この方が悪いとかいうんじゃないで、農地をうまく利用されるという方は大変いいことと思うんですけど、古いこういう農業機材を持ち込んで、それが売れるかのと、この方のアイデアだからしょうがないんですけど、宇多村さんがおっしゃった商取引だからやむを得ないんですけど、3条で買ったなら、結局後は問題が出るから、こういうふうに5条転用でやれば、うまく活用できるぞこの農地は、と。悪く考えればですよ。

営農しないといけない3条と違って、こういう格好でやれば、かなりメリットがある。こういう業者がいずれ出てくるんじゃないかと思うんです。

太陽光でも同じですよ、農地をただでもいいからあげるといような現状ですから、例えば5万円ぐらいで1反買って、今、新聞等でいっぱい出ているように60万円で買いますよという、業者がいっぱいいますから。

だから、金銭感覚に長けた方は、いろんなところへ突っ込んでくると思いますよ。だから農業委員会は大変難しくなってきたなと思っているんですけど、だからといって取得された方に本当かと

は言えないじゃないですか。そして何年かして心変わりしましたよと、やっぱりやめたとか、そういうことが可能です、いくらでも。

さっきの———じゃないですけど———この方は何年も作っておられないけど———やはりいずれ、
銭になるんだろうという解釈ができるんですね、農地をうまく利用すれば、そういう方がどんどん
出てくるんじゃないかと、今回初めてよくわかりましたけど。立派な方ですよ、ベンチャー事業だ
から。新しい経営やられる方だから、事業計画が立派なこといくらでも書かれる。どんどん難しく
なるんじゃないですかね。

3条は無理だから5条でやるということは考えられるんじゃないかと思うが。

○4番 内田さん御指摘の部分はかなりありますけど。

○16番 でも疑ってかかるわけにはいかないものね。嘘だろうとは言えないですよ。商取引だか
ら、買う人と売る人と、太刀打ちできないですよ。恐らく非常に安く手に入れておられると思うん
です。坪5万も6万も出していないですよ。（発言する者あり）

○1番 1番、石川です。———というのはどなたの土地ですか。道と書いてあるんだけど。
でも番地があるということは誰かの所有権があるんでしょ。

○事務局 道です。

○1番 市道でしょう。

○事務局 市に寄付されておりますので、市道です。

○4番 昨日、道路課に確認したことですけども、———、現場、市の所有で、道路ですけど、
ここの工事は既に完成していて、これ以上のことは市がこの場所に手を加えることはないというこ
とです。この道の下に水路があるんですけど、段差が2mか3mぐらいあるので、今、御心配のよ
うに、どうやってここの土地に入るか、というのもあるんだけど。

本人に具体的に指摘してきましたら、右側にちょっと飛び出たところがありますよね。———
の土地より飛び出たところに、ここ階段があって階段も多分市が施工したんだろうと思います。こ
こにスロープを自分で作るなどして、資材入れるようには自分ですとおっしゃっていました。

今後、この事業計画がちゃんとどのようにやれるかというのが、私も注意深く見守りたいと思
います。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかにございませんか。今、宇多村委員が言われたようにしっかり状況を確認してい
たきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第41号の6は、———の農地に———が自己用住宅を建てたいとする使用貸借の権利設定の申請でございます。

9月13日に、吉本小委員長さんと事務局の方と農地の現地確認を行いました。なお、9月15日に———と———に電話でヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

この当該農地の場所はお手元の資料の37、38ページのとおりです。———、これは新設されたほうになるんですが、ここの———より直線で約150m北側の———にあります。

当該農地の現況は、既に一部家を建てるための土盛りがされておりましたので、違反転用となるため、始末書の提出を依頼していたんですが、先月の月例総会には間に合わなくて、やむなく取り下げ扱いにいたしましたので、10月11日に提出されましたので、今回お諮りするものでございます。

当該農地は第2種農地でございます。なお、40ページの事業計画書の中で、申請地を選んだ理由として、実家に隣接した場所であって、またお孫さんが生まれたということもあって、親御さんの近くにとということで、この地を選んだと言われております。

それから、資金計画については、申請者が某銀行から住宅ローンの融資を受けることが決まっております。特に問題ないと考えます。

この申請地は第2種農地のため、立地基準と一般基準の2つの審査基準があります。まず、立地基準では周辺の他の農地では、この事業計画が達成することができない場合はいいという規定があります。

それから一般基準では、確実に転用される方かということについては、実家の父の農地を使用貸借されること、また、某銀行の住宅ローンが決定しているということから、確実に転用されると考えています。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、42ページの被害防除計画書の周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさない措置欄の2に記載のとおりです。特に支障がないものと考えます。

なお、排水関係については、汚水の排水計画では、し尿や生活雑排水とも合併浄化槽で対処、また地元の水利組合の承諾を受けておられます。

したがって、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと、地元委員としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第41号の7は、——の農地を——が太陽光発電設備のため、賃借権の設定をしたいとする農地法5条の申請でございます。

10月10日に吉本小委員長さんと事務局の方で、農地の現地確認をいたしました。また、農地の所有者の——には10月14日に、——の、——という方ですが、この社長さんの奥さんに10月15日に電話にてヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

農地の現況は草刈り等の保全管理はされておりました。この当該農地の場所は、お手元の資料の44ページのとおり、——より西側に約250mの、ここでは——と書いてありますが、私がちょっと友達から聞いたのは、ここは——だということで、その——沿いにあります。

それから、——の年商は4,000万円ぐらいと聞いております。今回の資金繰りについては某金融公庫より融資の承諾がされております。

なお、この会社は既に、このたびの申請規模、この太陽光発電施設を——に3カ所、——に2カ所持たれており、特に問題はないと判断いたしております。

資料の48ページの被害防除計画書については、雨水のみのため排水計画は自然流下となっております。

この農地は第2種農地のため、立地基準と一般基準の審査基準があります。まず、立地基準では、周辺の他の農地では事業目的が達成することができない場合はよいという規定があります。

また、一般基準では、確実に転用するかどうかということについては、今言いましたように、既に——で実際に稼働されていますし、また金融機関の融資の承諾もあり、確実に転用されるものと考えます。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、境界に立ち会った地元の私の知人から情報を収集しております。また、地元水利組合長と担当の行政書士が詳細な打ち合わせをされておまして、また、——では、この太陽光の下の地面には防草シートを全面に張り合わせるということで、私とすれば、これは特に支障がないものと考えております。

なお、排水関係については、当該農地の北側に既存の排水パイプ、今まで田んぼを作っていたときの排水パイプがあるんですが、それを使って、先ほど言いました——に流すため、特に問題な

いと考えております。

したがって、地元委員としては、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。はい、どうぞ。

○11番 石田です。45ページを見ると、今回の申請地の右下の農地も同じ方が所有されていますけど、これ2反5畝、同じように今後なる可能性があるんでしょうか。

○8番 友達から聞いたんですけれども、これは何か3つの会社と交渉しているという話は聞いています。太陽光ではなくて。

これも実は、当初は売るということで話があったようです。しかしながら、これ今、———に嫁に行っておられるんですが、旦那さんと一緒に毎年4回から5回くらい草刈りをしに来ていたんです。そして、御主人がどうしても売るなということで、それでゴタゴタした中で、貸そうということになったそうです。

○藤井会長 ほかにございませんか。

これ20年の設定ですか。賃借権の設定は。

○8番 20年の設定になっています。

○16番 毎月10万円お支払いします、1反で10万円お支払いします、契約期間は20年で、と。あれが売り文句ですよ。太陽光の業者の。

○8番 そうですか。20年が。

○16番 10万円もらえたら賃借権やるよ。何もしなくても10万円もらえれば。

○11番 昨今、こうやって、個人所有で、将来作れる見込みもなく、お金ももらえるんだからと言われたら、通すしかないんです、よっぽど悪影響がない限り。やっぱり国土の利用をちゃんと、国のほうが悪いんでしょうけど……。今ちょうど農水省で、食料・農業・農村基本計画というのを見直しするから、意見募集をされていて、インターネットを通じてできる、郵送でもできるんですけど、この前霞が関の人間から「石田さんいろいろうさいから出してよ」ということで、10通ぐらい出していたんですけど、皆さんもそういう国土の利用とか、農業の現場で、これはおかしいということなどあったら、どんどん出していただければと思います。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので7番、可決、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。議案第41号の8は、———の農地に———が自己用住宅を建てたいとする使用貸借の権利設定の申請でございます。

10月10日に吉本小委員長さんと事務局の方と、農地の現地確認をいたしました。なお、10月15日に———の奥様とヒアリングをいたしましたので、この結果について御報告いたします。

———とは、10月10日に現地確認を行った際に、ちょうどコンバインで作業に取りかかれたときに、私が声かけまして、少しばかりヒアリングをしておりますが、農作業の作業中ということで、それ以上聞きませんでしたので、15日に改めて電話をしたということでございます。

当該農地の現況ですが、今言いましたように、私どもが現地確認に行ったときに、ちょうどコンバインに乗って2人の息子さんと一緒に稲刈り作業をされておられました。

この農地は第1種農地のため、本来は、農地転用は難しいわけですが、先ほど事務局より説明がありましたように、施行規則の第33条第4号の集落接続に該当するため、特に問題はないということでございます。

なお、事業計画書の中で、申請地を選定した理由として、奥さんの実家に近い場所であり、また、これも弟さんのことを、農業委員会でやはり審議いただいて了承いただいたと思いますが、その隣の家に建てるということでございます。

したがって、親御さんたちにとっても、とてもいいことだなと思っております。

また、資金計画については、申請者が某銀行から住宅ローンの融資を受けることになっており、特に問題はないものと考えます。

この申請地は第1種農地ですが、集落接続の適用がされますので、第2種農地の審査基準を適用させていただきます。

まず、立地基準では周辺の他の農地では事業計画が達成することができない場合はよいという規定があります。また、一般基準では確実に転用するかどうかということについては、奥さんの実家のお父さんの農地を使用貸借されること、また、某銀行から住宅ローンの決定がされているために、確実に転用されるものと思います。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかどうかということについては、被害防除計画書の周辺の農地の日照、通風等に支障を及ぼさない措置欄の2に記載のとおり、特に支障はないものと考えます。

なお、排水計画については、54ページの被害防除計画書のとおり、汚水の排水計画では、し尿や生活排水とも合併浄化槽であり、地元の水利組合では承諾されております。

したがって、これらの審査基準はいずれもクリアしているものと、地元委員としては判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御賛同いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番可決承認いたします。

ということですが、開始から1時間半たちましたので、この辺で5分ほど休憩を入れたいと思いますので、よろしくお願いします。20分まで休憩にしたいと思います。

午後3時15分休憩

.....

午後3時20分再開

○藤井会長 それでは再開したいと思います。よろしいですか。

それでは、9番、地元委員さん説明をお願いします。

○6番 それでは、6番の吉本です。よろしくお願いいたします。

議案の41の9、3ページです。3ページの9番。資料は55ページから開いてください。

本議案は、———という方ですが、———の方ですが、農地を———が建売住宅として購入するという議案です。5条です。場所は———の南西側の300m付近の農地ですが、55ページにありますように、斜線は2年前にやはり———が購入しまして、約半分ぐらい家が建っております。あとはまだ少し更地もあるんですが、非常に需要の多い土地でまた売れるんじゃないかと思います。

現場調査は、10月10日の13時30分から事務局の2名と田村職務代理者で行いました。———とは、10月16日の12時20分から自宅に行きまして面談をいたしました。農地は保全管理しておりますが、何せ高齢で耕作困難ということで、やむなく売却したいということでありま

す。
したがって、16日のその後、———が購入するんですが、直接的には———のほう

が事業計画とか手続をしますので、お話をしてヒアリングをいたしました。
———は、被害防除計画の欄で出てきますが、地元の水利組合の役員をしていらっしゃる方です。この承諾書も付けております。判定基準、立地基準と一般基準があるわけですが、購入の方も———ということですが、防府市内でも大手ということで、資金については問題ないということで、既

に実績もあるので問題ないと思います。
立地基準についても、ほかの場所ではこれぐらいでやるわけにいかないということで、ここにつ

いても問題ないと思います。

あと、先ほど話しましたように60ページが被害防除計画ということで、合併槽で汚水を排水するんですが、既にお話しましたように、これが最後で周囲がみな宅地になりました。非常に寂しい。昔私たちが小学校の頃は全部田んぼだったんです。それが宅地になってから、特にそういうことに関しては問題ないというふうに判断しております。

以上のことから、地元の担当としては、基準はクリアしておりまして問題ないと判断しております。

皆様方の御意見をお聞きします。以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします、どうぞ。

○11番 11番、石田です。この件の水利関係がどうこうじゃないんですけど、被害防除計画の説明の相手方が本人というのはいかがなものかなと思うんです。今回問題があるとかないとかじゃなくて、今後はもし皆さんそう思われるのであれば、事務局で受け付けるときに、そういう場合はほかの方に説明してくださいと促していただければいいんじゃないかと思いますが。

○藤井会長 私は今、その辺が気になったんですけど、どうですか。

○事務局 そうですね。今後はもしほかの方がいらっしゃればということで、質問はぶつけてみます。

○6番 ちょっと質問ですが、たまたまこれはこういうことになったんですが、水利組合のそのエリアの方がこの方です。だから職務的に、例えば自分が3条で土地買ったら自分でできますよね、この委員が。やっぱり、自分がそこを担当している水利組合の担当であれば、自分は公の立場もあるし個人でもあるけど、公の立場という目から見て、ここで売ったんだけど、合併槽から出る排水については、周囲も田んぼもないから問題ないなという判断を公の立場でされるからいいんじゃないかと。

○8番 地元が基本的にいいか悪いかだったら、その上の段階でもう一遍チェックかけるんです。今、私のその前のページ見ていただいたらわかると思うんですけど。41号の8を見てください。まず取水者がいるでしょ。これが今、管理しているところです。地元で管理。それでその上を見ると私の名前がある。すると、私が結局いいか悪いかというのを知っていますので、お目付け役なんです。その上にもう一つ、今度は—————というのがある。だから、3段階でチェックするから、ここだけ見るというのじゃないです。エリアを任された人がたまたま、というかほかの人はいないです。ここからここまではあなたがやれよという状況です。

だから、私という場合と公という場合があるわけ。その辺は厳しくやって、そのためにチェック機能がもう一つ上の段階であるんです。そういうのも理解してください。

○藤井会長 公のそのハンコを最終的に押すのは御本人でもいいんですけど、その確認をどなたか第三者の方にしてもらったほうがいいんじゃないですか。

○8番 だから、私が言うように、全部知っています。自分の例えば——の水路を全部知っています。また、自分も行ってみますから。だからその辺は。

○藤井会長 だから今回の場合は取水者と責任者が同じなわけでしょ。本人なわけでしょ。

○8番 いいえ、これはたまたまこういうふうに……。これは下のほうになるんだろうね。

○6番 その上には理事がおられる。

○8番 理事がいるから、その辺は——のやり方というのがありますから、多分チェックはかかると思いますけど。

○11番 ですから、それが多分ではいけなくて、その理事さんがいるなら理事さんの名前に変えてもらったら何の問題もないんじゃないか。

○8番 だからここはね。もう1人この下に誰かいないといけなかったね。例えば今、私のところがあったでしょ。ああいう形になると一番いいんです。

○11番 その辺、事務局に出てきたときに、本人さんだからもう1人書いてくれと言えば済む話じゃないかな。

○8番 それは公文書だから、基本的にはそのほうがいいかもしれないですね。

○6番 それは考え方については、本人の場合に限って。

○8番 それは統一してもいい。基本はそういう形でやっているという。

○藤井会長 事務局でその辺はよろしくお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採択に入ります。御賛同いただければ。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので9番は承認いたします。

続きまして10番、地元委員さん説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。議案41号の10の許可申請ですけど、——の農地を——が引き受けて、太陽光発電のために利用したいという議案でございます。

現地確認を10月7日に事務局2名及び内田委員としました。また、——にも10月7日に面談をいたしましたので、それらの結果について報告をいたします。

現地は、61ページ、それから62ページのとおり——の——から——に100m程度ですか、行ったところの右側と言いますか、かなりこれ道路と段差がありますけれども、道路かなり高いですから、申請地の方が大分低い場所になります。ずっといった、200mぐらい行ったところの北側の——があるんですけど、そこの入り口のところからUターンして下のほうへもどってくるというような場所です。

農地区分は第2種農地ということになっているんですが、——から約420mと
いうことで、公的機関から500m以内ならばという状況です。

申請地は、——によれば——は、もう10年前から入院されていて、奥さんに
話を伺ったんですが、——までは耕作をしていたということで、この10年近く、要は入
院してからは耕作していないということで、お母さんが一人で草刈りをして何とか保全管理をして
いたという状態です。

自宅は——の近くですが、ほかにも——にはこの農地だけ。自宅の近くにもほかに農地が
あるんですが、それも既にほかの担い手にすべて委託して、息子さんがおられるんですが、農業機
械も全て売却して何もなく、今後も農業をすることはないということで、今回譲るということにし
たということです。

周りはほとんど、申請地の北側、南側、いずれも耕作放棄地で、いわゆる現状復旧すぐできない
ような、木が立っているような状況で、この周辺は既に太陽光発電が4カ所、2カ月ほど前にも1
カ所申請が出ていますので、現在5カ所、今回のを入れますと、ここだけで6カ所目ということに
なります。

施工業者は、ここには書いていませんが、——という会社ですが、
行政書士さんがこの事業計画のところを書かれたようで、山口県に1カ所太陽光発電所を展開して
いると書いてあるんですが、今回のこの譲受人の——にも電話でお話を聞いたんですが、——
は自宅以外では、今回がこの事業、太陽光発電の事業は初めてということで、この山口県に1
カ所太陽光発電を展開しているという表現は、——のことで、これはどちらでや
られているんですかと聞いたら、——で1カ所やっているということで、事業計画は誰が書いた
んですかと聞いたら、行政書士さんが全部書いていますということだったので、行政書士さんが勘
違いして書いていたということでした。

今後の管理については、——がやるということで、定期的に現地を訪れて状況を見ますよと。
それから、草等については防草シートを設置するから特に心配はしていないというお話をされてお
りました。周辺はほとんどが耕作放棄地で、このままこの土地も何もしないよりは、太陽光発電、
そういうのもやむを得ないのかなという感じがしております。

立地基準、それから一般基準等から見ても、ある程度、問題はないのかなと考えております。

それから、周りはほとんどが耕作放棄地で、したがって営農条件に支障を生ずるという恐れもな
いと思いますので、地元委員としてはやむを得ないと思います。

皆様の御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで10番可決承認いたします。

続きまして11番、地元委員さん説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

41号の11の議案は——の農地を——が譲り受けて、自己用住宅、農家住宅を建てるということで転用したいという許可申請です。

現地確認を10月7日に事務局2名並びに内田委員と行いました。

また、当日、——には電話で、——には直接面談をして話を伺いましたので、これらの結果について御報告をいたします。

現地は67ページのとおりに、先ほどの太陽光発電の場所と非常に近い場所です。——から北に200mほど行ったところ、——があるんですが、この——の入り口のところ入って、右側にまっすぐ行ったところ、上は駐車場です。下が、上の黒い斜線のところは、これはこちらの駐車場です。下側の緑に囲まれているところが今回の申請地、そのほかのグレーのところは太陽光発電で、既に転用済みのところです。

ここも農地区分は2種農地ということになっております。——から約490mという距離にあります。

譲渡人の——に話を伺ったんですが、当該地は数年前から耕作はしておらず、現状はきちんと保全管理をされておりましたけれども、子供さんの住宅、自己用住宅のためにということで考えていたんですけれども、子供さん、——なんです。その——が——に家を建ててしまったので、もうこちらに帰ることがないということからどうしようかなと考えていたところに、今回の話を受けたので譲ることにしたと。

もともとこの話を持ちかけたのは、最適化推進委員の岡村委員です。まず——の話をしますと、——は現在、——で新規就農をして、ハウスで——栽培をされております。確か新規就農3年目か4年目かと思うんですが、事業も大体年間で1,000万円を超えるぐらいの売り上げになってきて、かなり順調だということで家をなんとか探したいということで、子供さんが——なので、できれば学校に近い場所がいいということで、私も内田委員もどこかいい土地がないかと相談を受けていたんですが、たまたま岡村委員が、近くに確か空いているということで、——に話を持ちかけたと。そしたら、先ほど申しましたように、本来は子供のために用意していたのだが、もう帰ることもなくなったから、この際譲ることにしたということです。

ここの事業計画にもあるように、——で農業を営んでいて、耕作地から近い申請地というこ

とで、この場所は——に68ページ見ても、いずれも非常に近い場所です。ハウスが、68ページで見ると、奥に——という文字が入っていますが、このちょうど間ぐらいですか、このあたりに——のハウスがあります。

ということで、2種農地ではあるんですが、——から500m以内ということと、それから被害防除計画も合併浄化槽で、先ほども言いましたように、この地図はほとんどが太陽光発電に変わってしまって、水田があまりないという、ちょっと離れたところにありますので、用水もありますけれども排水は農業用の排水路に流すということで、これについても営農の条件に支障を及ぼすことはないと思われます。

したがって、地元委員としては転用やむを得ないと考えております。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見が内容ですので、採決に入ります。御承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで11番は承認いたします。

続きまして12番、地元委員さん説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

議案41号の12の議案は、——の農地を——が借り受けるという形で、自己用住宅を建てるために転用したいという申請です。

現地確認を10月7日に事務局2名及び内田委員といたしました。現地は73、74ページのとおりですが、——ですね、——からずっと北に向かって——を越えて、300mか400mぐらいを左側に行ったところで、——という地区です。——の中の——地区というところで。

——にお話を当日聞いておりますので、この結果について御報告をいたします。

——の家族構成でいうと、——の奥さんが——というんですが、この——が——に当たります。だから、——は娘さんが3人ですけど、みんなお嫁に行かれて、——がお母さんと今一緒におられるんですが、ややこしくて、義理の息子さん、——の旦那さんが義理のお母さんと一緒に家に住んでいるんですが、娘さんは別のところへ行かれて。——が嫁に行って、この——というのは——の子供さんです。結婚した相手が——といって——の方みたいです。

そういうことで、自宅というか、おばあちゃんの家のごそばに自己用の住宅を建てるという案件でございます。

農地区分は第1種で、原則は転用不可ですけれども、許可該当法令のところにもありますように、施行規則第33条第4条、集落接続ということで特別に許可となります。

申請地は市道に面しているんですが、現状は既に3分の2近くが整地されていて、また77ページの図の中の下に倉庫とありますが、既にプレハブの倉庫が建っているので、明らかに違反転用ですね。ということで、既に整地されているということと、整地されて車が1台停まっていた。倉庫もあるということで、この2点については、事務局に既に始末書が提出されているということです。

この77ページの図でいうと、ちょうど自宅の例が書いてありますが、この近辺がまだ畑のままになっております。3分の1ぐらいですか。ですから、もともと登記上は田ですけれども、利用としては多分畑で利用されていたような感じです。

それから、被害防除計画で、これも汚水等の排水を合併浄化槽で農業排水路ということで、このし尿関係、結構複雑で、家の前の道路の下を通して排水路、点線になっていますけれども、これが排水です。この地図でいうと77ページの下側のほうの水路は、用水の水路になります。また75ページの——とある、——というところは全部田んぼです。西側が——の自宅、それから東側にも1軒住宅があるという状況でございます。

以上のことから、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れもないと思いますので、地元委員としては転用やむを得ないと考えております。

皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ですので12番可決承認いたします。

続きまして、議案第42号と43号一括答弁させていただきます。該当の委員さんが見えますので、御退席を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

では事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書5ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第42号につきましては、令和元年10月25日広告予定の利用権設定の申請が3件提出さ

れております。

農地の集積面積は8,916m²でございます。内容としまして、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が2件、新規が2件となっております。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第43号農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案第43号につきましては、県で公告予定の利用権設定が2件になります。内容としまして、議案第42号の番号2と3番について公社から貸し付けを行うものになります。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。何か御意見があればお願いします。

1番の——は利用権の設定を解消して所有権を移転されたということですね。2番、3番については——で石田委員のところですけども、新規で中間管理機構を通して設定されたというようなことです。何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第42号、議案第43号、御承認いただける方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、議案第44号令和元年度防府市農業施策等に関する意見書について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第44号令和2年度防府市農業施策等に関する意見書について、御説明いたします。

お手元に議案44号が配られていると思いますけれども、これにつきましては8月5日までに皆様、推進委員さんも含めまして御要望を出していただきまして、8月17日以降に小委員長以上の役員で協議を行いまして、それをまとめたものは先月9月のこの月例総会で皆様にお配りしまして、9月の30日までに修正等、また御意見等ございましたらということで、先月の総会で皆様方に投げかけておりましたけれども、その後特に9月30日までに皆様方からの意見等ございませんでしたので、改めまして本日配付し、皆様に御承認をいただきたいということで、議案44号で挙げているものでございます。

承認を本日いただきましたら、明日市長と市議会議長に提出する形となっております。その後、庁内の各担当課から、大体1カ月から1カ月半後をめどに回答をいただく形になりますけれども、この要望書に書いています2の国、県の施策等への改善意見、こちらにつきましては農業会議へ提

出する形になりますので、農業会議で判断されて県に提出される形になります。よって、2番の国、県の要望に関しては、市の担当課からの回答を求めることにはなりませんので、御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは質疑に入ります。何か御意見があればお願いします。ありませんか。

私から皆さんへの確認になるんですが、2の国、県への施策の改善ですけれども、(2)の新たに取り組むべき施策等で太陽光発電事業者と地域住民との間でトラブルが各地で発生となっているんですが、私の感覚としては市の生活安全課にも農業委員会にもこれといった苦情がきているという認識はないんですが、皆さんの感覚はどうなんですか。

もう一個、この2番ですけれども、看板が設置されているかされていないか、皆さんどの程度確認されて、どの程度あったのか、それを私としては知りたいところなんですけれども、これ要望出すと同時にまだはっきり確認がとれていないようであれば、ぜひ、御自分のところの周りの施設を再度確認して、実態を把握したいと思いますので、その辺の御協力またお願いしたいと思います。

今の2つのことについて、何か御意見があれば教えていただきたいと思います。

○5番 いいですか。5番の井元です。先ほど、会長が言われた太陽光についてのトラブルまで、具体的なトラブルにはなっていないんですけど、実は——に近く、山が非常に高いところなので、全く人の目につかない、ここのトラブルというのが、農業委員会の審議とは全く別のところで、実際施工業者は、ここ使用貸借、面積がかなり広いんですけど、所有者の農地じゃなくて、ほんの一部他者のところを施工したような形になっているということを、実は地権者からも毎年指導に入っているのではちょっとトラブっているんです。そのときは地権者の方、直接かわりじゃなくて、施工業者とその相手方との問題だから、あえて向こうから何か言ってこない限りは、こちらから言うことはないんじゃないかというふうに。

そういうトラブル、私全然知らなかったんですけど、実は推進委員の倉重さん、今年4月から——になられて、その間違ったところの地権者の方から苦情を聞いたというのがありました。

以上です。

○藤井会長 そういった情報をみんなで共有したいと思いますので、解決する云々じゃなくて、そういう情報をぜひ委員会に上げて皆で共有したいと思いますので、またよろしくお願いします。

○11番 うちの地区でも元養鶏場のところに太陽光ができて、そこから雨が降るときに河川を通じて砂がものすごく落ちてきて農業用水路を埋めてしまうんですけど、なかなか砂溜めも作ってもらえないという問題もあります。

○藤井会長 地元説明会でもだいぶ話し合いした結果が、全然動いてない。

○11番 そうですね。

○藤井会長 他にもそういうのがあったら挙げてください。でないと、この件については前に、先回
も市長に要望をしたときに、じゃあ具体的にどこがどうなったのかというようなことも聞かれまし
たので、きちんと回答できるようにしておかないと。

○11番 —————がよく言ってこられます。

○藤井会長 最初にそういうことがあってから、その後あまり表に出てきてないけどまだ何かある。

○11番 やっぱ反射光があったり、家のほうをずっと照らされていたりというので、やっぱり今
まで農地だったところが景色が変わってそうなってくると、住民感情的にもよくないかなと思うか
ら、こういう、周りが歓迎しない太陽光はいかなものかなと。個人所有なのでどうしようもない
けど、営利目的で県外の人を買って、地域にずけずけ入ってきて金だけ取って逃げるみたいな話な
ので、いかなものかなと個人的には思っています。

○藤井会長 そのことに関しては、先月配ってもらったんですかね、県への要望で県全体で考えてほ
しいということもお願いしようと思っていたんですけれども、全国の市町でいろんな状況を見てい
ますと、独自の、あくまでも環境がらみが多いんですけれども、条例を設定しているところがあり
ますので、前回、小諸と富士宮のあれお渡ししたんですかね。その辺もよく目を通していただいて、
防府市としてもそっちの方向に持っていけないかなと、これから皆さんと検討していきたいと思っ
ていますので、ちょっと勉強してみてください。

ほかにこの建議の件で全体的に何か御意見があれば、どうぞ。

○1番 私の地区ですが、山の木を切っている所があるんですが、何しているのかなと思ったら太陽
光発電で、割と広範囲で、雨が降ったら無茶苦茶になる。自治会にも相談はあったようですが。

○藤井会長 それ自治会の特に反論はなかったの。

○1番 いや、反対はある。でも止める方法がない。山の斜面切ったら、特にその反対側歯抜けなん
です。山と反対側が歯抜けなので、崩れたら大変だという話があります。

それともう一点は、この前審議してもらって通ったんですが、ブロック1枚でその太陽光の敷地
と宅地がつながっていて、反対と言われていたけど、まさに所有権の問題があるので、最終的には
やむを得ないという話にはなったんですけど、でもやっぱり建ててほしくないという話がありまし
たので、それは業者に、もう一回説明に行けと話をしましたけれども、完全に納得は得られていな
い。

それと、フェンスと看板ですが、1カ所フェンスが全くないところを把握しております。今日審
議してもらった所から50mぐらいのところにあるんですけど。過去の太陽光発電です。あと坂本
で1カ所看板がない所があります。フェンスはしてあります。

○藤井会長 そういうところを把握して挙げてください。過去のものはフェンスも義務じゃなかった
のでやっていないところもあるでしょうから。

皆さんもよろしく申し上げます。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　じゃあこれは明日、市長と議長に持って行くということでよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見がないようですので採決します。議案第44号、承認いただける方挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第44号を承認いたします。

議案審議は以上です。

続きまして、報告事項が53号から56号までございます。目を通していただいて何かあれば御意見をお願いいたします。

○1番　ちょっと確認ですが、1番、石川です。53号の3、今日の会社ですが、——
——。ここは話をして大変いい反応でしたが、これ届出なので、普通だったらなかなか事前に話が全く入ってこない。これを見て初めてこういうのができるんだなというものがわかるんですが、この資料がきたときには、近隣に説明をして来月から工事に入りますという状況でした。何が言いたいかというと、——は市街化区域、調整区域が入り組んでいるので、一番山にため池がある。この中にため池の水路があって、市街化区域、調整区域など、ため池の水路を通って行って耕作放棄で管理されていないという状況になっています。

こういう情報も事前に入らないと、施設作られてしまうとどうしようもないので、今回は地元の水利の役員の方が相談に来られて、それはどうにかならないのかということで、見に行ったら溝がわからない、埋まっていて。その業者に掘ってもらえないかという話をしたら、やりますということで事なきを得たんですが、何とか事前にそういう情報提供してもらえば多少は違うのかなと思うんですが。確認はできていないんですが、前に作った太陽光発電で、フェンスの中に水路を取り込まれて中に入れず困っているという話も聞いています。

○藤井会長　その辺、地元の委員さんに事前に報告しておくことはできませんか。

○事務局　はい、できます。市街化区域の届出で太陽光とかがある場合は、地元委員さんに報告をするようにいたします。

○藤井会長　それでスケジュール的には間に合うようになるのかね、市街化の開発は。許可はすぐの下りるわけじゃない。

○事務局　申請を受け付けて2週間以内に受理をするだけです。

○藤井会長　2週間しか余裕はないわけか。

○事務局　そうです。それでまた……

○藤井会長 地元委員さんも御理解の上、そういう情報が入ったら、早目に動くようにしてください。

ほかに何かございませんか。

よろしいですか、報告事項の件は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら、これで本日の議案審議を全て閉じたいと思います。

午後 4 時 07 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月17日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員